

佐賀県告示第 385 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 26 年 10 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	廃止年月日
ヤマト薬局高木瀬東店	佐賀市高木瀬東三丁目 4 番 15 号	平成 26 年 1 月 31 日
吉村歯科医院	唐津市木綿町 1513 番地 20	平成 26 年 3 月 31 日
くさの耳鼻咽喉科	武雄市朝日町大字甘久 1287 番地	平成 26 年 2 月 28 日
中川内医院	武雄市武内町大字真手野 28180 番地 1	平成 26 年 2 月 28 日
麻生歯科医院	伊万里市新天町 633 番地	平成 26 年 3 月 31 日
夏秋医院	伊万里市伊万里町甲 64 番地	平成 26 年 3 月 31 日
訪問看護ステーション ふれあい	鳥栖市東町一丁目 1020 番地	平成 25 年 12 月 31 日